

各 位



平成 23 年 5 月 13 日

会 社 名 J U K I 株式会社
代表者名 代表取締役社長 清原 晃
(コード番号 6440 東証第一部)
問合せ先 常務取締役経営企画部長 中村 宏
(Tel : 042-357-2211)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 5 月 13 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 23 年 6 月 28 日開催予定の第 96 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

(1) 「事業年度の変更」

当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとしておりますが、当社グループの連結ベースでの予算編成や業績管理等、事業運営の効率化を図るため、当社および国内の子会社の決算期を変更し、グループ全体の決算期を統一するものであります。

また、将来適用が検討されている国際財務報告基準（IFRS）に規定されている連結会社の決算期統一の必要性にも対応を図るため、当社の事業年度を毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに変更するものであります。（変更案第 45 条）

また上記変更により、現行定款のうち、基準日、招集、剰余金の配当、中間配当に関する規定について、条文の文言の修正を行うと共に、移行期間となる第 97 期に関する所要の規定を附則に設けるものであります。（変更案第 13 条、第 14 条、第 46 条、第 47 条、附則第 1 条、第 2 条、第 3 条）

(2) 「補欠監査役の予選の効力」

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第 329 条第 2 項の規定に基づき、株主総会にて予め補欠監査役を選任することを可能とし、その予選の効力を規定するとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合における任期を定めるものであります。（変更案第 37 条）

本条文の新設に伴い必要となる条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 23 年 6 月 28 日

定款変更の効力発生日 平成 23 年 6 月 28 日

以上

[別紙]

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第 2 章 株 式 第 6 条～第 12 条 (条文省略) (基準日) 第13条 当会社は、毎年 <u>3</u> 月 31 日の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 ② (条文省略) 第 3 章 株主総会 (招集) 第14条 当会社の定時株主総会は毎年 <u>6</u> 月に招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時これを招集する。 第 15 条～第 19 条 (条文省略) 第 4 章～第 5 章 第 36 条 (条文省略) (新設) 第 <u>37</u> 条～第 <u>43</u> 条 (条文省略) 第 6 章 計 算 (事業年度) 第 <u>44</u> 条 当会社の事業年度は、毎年 <u>4</u> 月 1 日から <u>翌年</u> 3 月 31 日までとする。	第 2 章 株 式 第 6 条～第 12 条 (現行どおり) (基準日) 第13条 当会社は、毎年 <u>12</u> 月 31 日の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 ② (現行どおり) 第 3 章 株主総会 (招集) 第14条 当会社の定時株主総会は毎年 <u>3</u> 月に招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時これを招集する。 第 15 条～第 19 条 (現行どおり) 第 4 章～第 5 章 第 36 条 (現行どおり) <u>(補欠の監査役)</u> 第 <u>37</u> 条 <u>法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> <u>②前項の選任については、第 34 条を準用する。</u> <u>③補欠監査役の選任に係る株主総会の決議の効力は、当該選任のあった株主総会后、最初に開催する定時株主総会の開始の時までとする。</u> <u>④第 1 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> 第 <u>38</u> 条～第 <u>44</u> 条 (現行どおり) 第 6 章 計 算 (事業年度) 第 <u>45</u> 条 当会社の事業年度は、毎年 <u>1</u> 月 1 日から <u>12</u> 月 31 日までとする。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
(剰余金の配当) 第 45 条 剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。 (中間配当) 第 46 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。 (剰余金の配当等の除斥期間) 第 47 条 (条文省略) (新設)	(剰余金の配当) 第 46 条 剰余金の配当は、毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。 (中間配当) 第 47 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。 (剰余金の配当等の除斥期間) 第 48 条 (現行どおり) 附則 第 1 条 <u>定款第 45 条（事業年度）の規定にかかわらず、第 97 期事業年度は、平成 23 年 4 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日までの 9 ヶ月とする。</u> 第 2 条 <u>定款第 47 条（中間配当）の規定にかかわらず、第 97 期事業年度の中間配当の基準日は、平成 23 年 9 月 30 日とする。</u> 第 3 条 <u>前 2 条および本条は、平成 23 年 12 月 31 日まで有効とし、平成 24 年 1 月 1 日をもってこれらを削除する。</u>